

令和7年第1回市議会定例会議案説明資料

1 招集日

令和7年3月3日（月）

2 令和7年第1回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	1件
条例改正案件	12件
単行案件	3件
補正予算案件	1件
予算案件	10件
計	27件

《条例制定案件》

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件（総務部）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日を施行日として懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるとともに、同法の施行に伴う関係法律に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるもの。

＜改正内容＞

第1条 美唄市給与条例の一部改正

- ・「禁錮」を「拘禁刑」に改める（第36条の2及び第36条の3関係）。

第2条 美唄市消防団条例の一部改正

- ・「禁錮」を「拘禁刑」に改める（第3条及び第5条関係）。

第3条 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正

- ・「禁錮」を「拘禁刑」に改める（第6条関係）。

第4条 美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

- ・「懲役」を「拘禁刑」に改める（附則第6項及び第7項関係）。

＜施行期日等＞

- ・令和7年6月1日から施行する。

- ・罰則の適用等に関する経過措置、人の資格に関する経過措置及び美唄市給与条例の一部改正に伴う経過措置を設ける。

《条例改正案件》

2 美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件(総務部)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)が令和6年5月15日に公布され、定額支給であった宿泊料が上限付き実費支給とされたほか、移転料について、全国的な物価の高騰等により、移転に係る費用が上昇していることから、北海道に準じた額とするため、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

(1) 宿泊料の改正(別表第1関係)

(単位：円)

旅費の等級	職種	現行	改正案	
		宿泊料 1夜につき	宿泊料上限額 (1夜につき)	
			北海道外	北海道内
1 等級	市長	12,000	19,000	13,000
2 等級	副市長 教育長 病院事業管理者	11,000		
3 等級	上記以外の職にある者	10,000		

(2) 移転料の改正(別表第2関係)

(単位：円)

		現行				改正案	
旅費の等級	職種	50キロメートル未満	50キロメートル以上 100キロメートル未満	100キロメートル以上 300キロメートル未満	300キロメートル以上	旧勤務場所及び新勤務場所がいずれも北海道内である場合 (上限額)	旧勤務場所及び新勤務場所のいずれかが北海道外である場合 (上限額)
1 等級	市長	107,000	123,000	152,000	187,000	374,000	558,000
2 等級	副市長 教育長						
3 等級	上記以外の職にある者						

＜施行期日等＞

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、移転料の改正は、公布の日から施行し、令和 7 年 3 月 1 日から適用する。

3 美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件(総務部)

令和 4 年 4 月 1 日に契約した土地賃貸借契約(令和 4 年度指定緊急避難場所)について、契約期間満了までに明渡しを完了することができなかったため賃料相当損害金を支払うこととなり、こうした結果を受け止め、以下のとおり市長の給料を減額することから、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

給料月額 減給 1 か月 10 パーセント

減額前 給料月額	減額後 給料月額
815,000円	733,500円

＜施行期日＞

公布の日から施行する。

4 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件(総務部)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 42 号)が公布されたことに伴い、育児のための時間外労働の制限について、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を拡大するほか、介護両立支援制度に関する周知等を行うため、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

(1) 時間外勤務の制限の見直し

時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を、3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大する。

(2) 介護両立支援制度に関する周知・意向確認

職員に対し介護両立支援制度について周知するとともに、家族の介護に直面した旨を申し出た職員に対し意向確認を行う。

(3) 介護両立支援制度に関する職場環境の整備

職員に対し介護両立支援制度に係る研修を実施するとともに、相談体制を整備する。

＜施行期日＞

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

5 美唄市基金条例の一部改正の件(総務部)

DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に要する費用の財源に充てるため、美唄市DX推進基金を設置するもの。

＜改正内容＞

美唄市DX推進基金の項を追加する(第2条関係)。

＜施行期日＞

公布の日から施行する。

6 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例の一部改正の件(総務部)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 46 号)が令和 6 年 6 月 7 日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)において用語の定義が追加されたことに伴い、美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例について、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

第 1 条 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条項の整理を行う(第 2 条関係)。

第 2 条 美唄市税条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条項の整理を行う(第 39 条、第 61 条の 2、第 91 条、第 134 条の 2 の 2、第 161 条及び附則第 29 条の 6 関係)。

＜施行期日＞

令和7年4月1日から施行する。

7 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件(消防本部)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第394号)が公布され、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分が新たに追加されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

消防団員退職報償金の勤務年数区分に「35年以上」の区分を追加する(別表関係)。

(単位：円)

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長/班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

〈施行期日等〉

- ・令和7年4月1日から施行する。
- ・この条例による改正後の美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例別表の規定については、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

8 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件(消防本部)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号)が公布されたことにより、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。)で規定する非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が引き上げられたことに伴い、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- (1) 非常勤消防団員の補償基礎額を引き上げる(第5条及び別表関係)。

(単位：円)

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び 副団長	12,900 (12,500)	13,700 (13,350)	14,500 (14,200)
分団長及び 副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)
部長、班長 及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)

備考：()内書は、現行の補償基礎額。

- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる(第5条関係)。

- (3) 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者の扶養に係る補償基礎額の加算額を改定する(第5条関係)。

(単位：円)

条例第5条第3 項における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障がい者
令和6年度	加算額 (日額)	217	333	217			
令和7年度	加算額 (日額)	100	383	217			

＜施行期日等＞

- ・令和7年4月1日から施行する。
- ・この条例による改正後の美唄市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美唄市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4

号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。))について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

9 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和 7 年内閣府令第 7 号)が令和 7 年 1 月 31 日に公布され、連携施設の経過措置、保育内容の支援、代替保育に係る連携協力に関する見直し等について同年 4 月 1 日より施行されることに伴い必要な改正を行うほか、条例の整理に関し必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直しを行う(第 41 条関係)。
- ・連携施設に関する経過措置について、「10 年」から「15 年」に延長する(制定附則第 5 項関係)。
- ・文言の整理及び条項の追加に伴う規定の整理を行う(第 5 条、第 36 条及び第 41 条関係)。

＜施行期日＞

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

10 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和 6 年内閣府令第 109 号)が令和 6 年 11 月 29 日に公布され、栄養士の配置等について管理栄養士が追加されたことに伴い必要な改正を行うもの。

また、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和 7 年内閣府令第 7 号)が令和 7 年 1 月 31 日に公布され、連携施設の経過措置、保育内容の支援、代替保育に係る連携協力に関する見直し等の改正に伴い、必要な改正を行うほか、条例の整理に関し必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直し及び規定の整備を行う(第 7 条関係)。

- ・栄養士による献立等の指導や必要な配慮について、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める(第 17 条関係)。
- ・小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型、事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業の保育士の配置を改める(第 30 条、第 32 条、第 45 条及び第 48 条関係)。
- ・連携施設に関する経過措置について「10 年」から「15 年」に延長する(制定附則第 3 項関係)。

＜施行期日＞

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

11 美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件 (保健福祉部)

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和 6 年 3 月 29 日に公布され、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)に規定する市町村が従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

地域包括支援センターの職員配置について、人員に関する基準を加える。
また、その他必要な文言整理を行う(第 4 条関係)。

＜施行期日＞

令和 7 年 4 月 1 日

12 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件(保健福祉部)

除雪が困難な高齢者等に対し実施している間口除雪事業について、従来の市道における除雪路線に歩道除雪路線を含めるものとし、その対象要件の整備を行うとともに、当該事業の拡充を図るため必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・間口除雪事業のうち歩道除雪路線を含める対象世帯の要件を整備する(第 2 条関係)。
- ・歩道除雪路線排雪負担金額を加える(第 5 条関係)。
- ・その他必要な文言整理を行う(第 1 条、第 2 条及び第 7 条関係)。

＜施行期日＞

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

13 美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件(都市整備部)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)が公布され、水道法施行令(昭和32年政令第336号)に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等が見直されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改める(第3条及び第4条関係)。

〈施行期日〉

令和7年4月1日から施行する。

《単行案件》

14 美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件(総務部)

総合福祉センターの外部改修実施設計委託、大規模機械設備実施設計委託、その他工事・修繕の実施に係る費用の一部を負担する財源として、過疎対策事業債を発行するに当たり、当該事業内容を追加登載するもの。

15 岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件(総務部)

南空知圏域における定住自立圏構想の推進については、5月の岩見沢市による「中心市宣言」以降、定住自立圏形成協定の締結に向けた協議を進めてきたところであるが、今般、協定内容についての協議が調ったことから、岩見沢市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例(令和6年条例第23号)に基づき、議会の議決を求めるもの。

〈締結内容〉

南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や、住民に対する質の高いサービスの維持を図ることと将来に渡り誰もが安心して住み続けられる定住自立圏形成に向けて、本市と岩見沢市が協定を締結しようとするもの。

〈締結予定日〉

令和7年3月下旬

16 美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約の
廃止の件(市民部)

美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約(平成18年6月23日告示第57号)に基づき、南美唄郵便局に委託している証明書交付事務の委託契約が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第5項の規定により規約の廃止について議会の議決を求めるもの。

〈廃止期日〉

令和7年3月31日

《補正予算案件》

17 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第12号)(総務部)

補正内容 経営会議資料

《予算案件》

18 令和7年度美唄市一般会計予算(総務部)

19 令和7年度美唄市民バス会計予算(市民部)

20 令和7年度美唄市国民健康保険会計予算(市民部)

21 令和7年度美唄市介護保険会計予算(保健福祉部)

22 令和7年度美唄市介護サービス事業会計予算(保健福祉部)

23 令和7年度美唄市後期高齢者医療会計予算(市民部)

24 令和7年度美唄市病院事業会計予算(市立美唄病院事務局)

25 令和7年度美唄市水道事業会計予算(都市整備部)

26 令和7年度美唄市工業用水道事業会計予算(都市整備部)

27 令和7年度美唄市下水道事業会計予算(都市整備部)

◎議員協議会案件【参考】

- ・第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について
- ・美唄市人口ビジョンの改訂について
- ・第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画の策定について

日程(予定)

2月19日(水)経営会議

3月 1日(土)

3月11日(火)

20日(木)

2日(日)

12日(水)

21日(金)

3日(月)

13日(木)

22日(土)

4日(火)

14日(金)

23日(日)

5日(水)

15日(土)

24日(月)

6日(木)

16日(日)

25日(火)

7日(金)

17日(月)

26日(水)

8日(土)

18日(火)

27日(木)

9日(日)

19日(水)

28日(金)

10日(月)